

***** 第二種動物取扱業について *****

1 第二種動物取扱業の概要

「第二種動物取扱業」とは営利性を目的とした第一種動物取扱業とは異なり、動物の取扱い（譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示）について非営利の活動をする者であって、なおかつ動物の飼養施設を有する者のことです。（法第24条の2の2）

この第二種動物取扱業者が一定頭数以上の動物の取扱いをする場合、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県等への届出が必要になります。

○ 第二種動物取扱業対象例

保管：動物愛護団体のシェルター

展示：公園等での非営利の展示 等

* 譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示の各業の内容については第一種動物取扱業を参照

* 飼養施設は人の居住の用に供する部分と区分できる施設であること

（別に専用の部屋がある部屋の中に専用の飼養スペースがあり、ケージ等がまとまって設置されてある等も場合により可）

○ 一定数以上の動物（哺乳類・鳥類・爬虫類 サイズは成体の標準的サイズから判断）

分類	例	頭数
大型	牛、馬、豚、ダチョウ、特定動物	3
中型	犬、猫、うさぎ	10
その他 (小型)	ネズミ、リス、インコ、ハト、ヘビ	50
大型と中型	大型と中型の合計が	10
大型・中 型・その他	大型・中型・その他に分類される動物の数の合計が	50

2 届出について

第二種動物取扱業届出書 **様式第11の4** により倉敷市保健所に事前に届出を行ってください（原則2部提出）。

【添付書類】

① 第二種動物取扱業の実施の方法（譲渡し、貸出しのみ） **様式第11の4別記**

② 登記事項証明書（法人の場合のみ）

③ 飼養施設の平面図 **様式なし**

【記載事項】 動物の愛護及び管理に関する法律施行令規則第10条の6

イ ケージ等

ロ 給水設備

ハ 消毒設備

ニ 餌の保管設備

ホ 清掃設備

ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト 訓練場（訓練業に限る）

チ 排水設備

リ 洗浄設備

ヌ 汚物・残さ等廃棄物の集積設備

ル 空調設備（屋外設備を除く）

④ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬・猫に限る） **様式なし**

⑤ 飼養施設の付近の見取り図（住宅地図の写しでも可） **様式なし**

⑥ **権原の有無を証する書類**（飼養施設の場所・建物について、所有権・賃貸権等の裏づけとなる書類が必要となります。） **様式なし**

その他（必要に応じて提出必要）

* 届出の後、市保健所から飼養施設の確認に行きます（例外あり）。

3 届出が不要の場合

次のような場合、届出は不要です。

- 上記の頭数より少ない頭数で飼養している場合。
- 第一種動物取扱業で既に登録している施設と同じ施設で、同じ種別で第二種動物取扱業を行う場合。（別の施設の場合届出が必要）

（例）

- ・ 第一種「販売業」を登録している同一施設で第二種「譲渡し」を行う場合⇒届出不要
- ・ 第一種「販売業」を登録している同一施設で第二種「保管」を行う場合 ⇒要届出

4 第二種動物取扱業者の義務

（参照）第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

第二種動物取扱業者は、飼養する動物の適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けると共に、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止等が義務付けられ、不適切な場合は、都道府県等からの勧告・命令の対象になります。

5 犬猫の個体帳簿の備付け（法第24条の4第2項）（法第21条の5第1項の規定を準用）

譲渡しを業とする者のうち犬猫の譲渡しを業とする者は、次の項目について記載し、帳簿を備え付けし、5年間保存する必要があります。

法第21条の5第1項 法第24条の4第2項 規則第10条の2 規則第10条の10 （動物販売業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け） 記録	所有する動物の個体ごとに次の事項を記録し、5年間保存すること。（様式はありませんので、既存のものでも可。電子媒体可） ① 当該動物の品種等の名称 ② 当該動物の繁殖者の氏名又は名称・登録番号又は所在地（捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所） ③ 当該動物の生年月日 ④ 当該動物を所有するに至った日 ⑤ 当該動物を当該第二種動物取扱業者に譲渡した者の氏名又は名称及び所在地 ⑥ 当該動物を譲渡した日 ⑦ 当該動物の譲渡しの相手方の氏名又は名称又は所在地 ⑧ 当該動物に関する基準省令第3条第7号ロに規定する情報提供の実施状況 ⑨ 当該動物が死亡した日 ⑩ 当該動物の死亡の原因
--	---

6 その他、記録・保管が必要なもの

譲渡しを業とする者のうち犬猫の譲渡しを業とする者は、次の項目について記載し、帳簿を備え付けし、5年間保存する必要があります。

記録するよう努めること	
① 飼養施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況	
5年間保管するもの	
② 健康診断書	1年以上継続して飼養又は保管する犬猫（毎年1回以上） （犬猫の繁殖の適否に関する診断を含む）
③ 出産証明書	犬猫を繁殖させる場合（貸出し・展示）
④ 取扱動物の増減の状況について記録した台帳	

7 各種手続き

	項目	提出書類	期限
1	届出者の氏名・名称・住所・代表者氏名の変更	・第二種動物取扱業変更届（様式第11の<u>6</u>） ・登記事項証明書（法人の場合のみ）	30日以内
2	飼養施設の所在地の変更（業の承継を含む）	・第二種動物取扱業変更届（様式第11の<u>6</u>） ・付近の見取り図（飼養施設の所在地変更のときのみ） ・飼養施設平面図 ・ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬・猫に限る） ・施設の場所・建物の権原の有無を証する書類	30日以内
3	次の事項について変更する場合 ・業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示、その他）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法 ・主として取り扱う動物の種類及び数 ・飼養施設の構造及び規模 ・飼養施設の管理の方法 ・事業の開始年月日 ・権限の有無	・第二種動物取扱業変更届（様式第11の<u>5</u>） ・飼養施設平面図 ・ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬・猫に限る） ・施設の場所・建物の権原の有無を証する書類	変更前に
4	飼養施設の廃止に伴う廃業	飼養施設廃止届出書（様式第11の7）	30日以内
5	次の理由による廃業 ・第二種動物取扱業者の死亡 ・法人の合併による消滅 ・法人が破産手続き開始の決定により解散 ・法人が上記以外の理由により解散	廃業等届出書（様式第11の8）	30日以内

8 罰則（主なもの）

①	第二種動物取扱業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
②	知事が必要な限度において求めた報告をせず、虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30万円以下の罰金
③	改善命令に違反した者	30万円以下の罰金
④	30日以内に廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料

9 第二種動物取扱業者が守るべき基準

第二種動物取扱業者は、飼養施設、施設の管理の方法、動物の取扱いなどについて、次のとおり基準がありますので、必ず守ってください。（一部要約しています。詳細は法令本文をご確認ください。）

○飼養施設・設備の構造、規模等に関する主な基準

※規則…「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」

※基準省令…「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」

○基準省令の解釈・運用指針（ガイドライン）は次のQRコードから見られます。



(PDF)

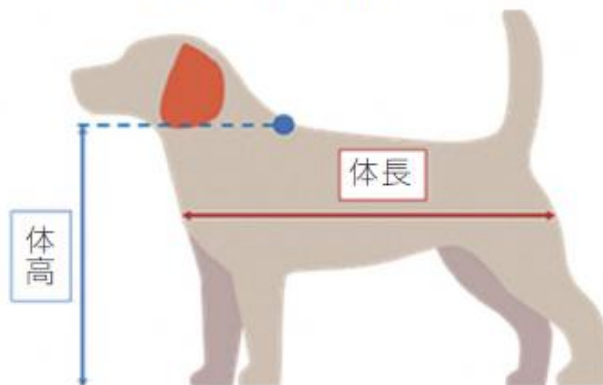
	根 拠	内 容
飼養施設の構造・規模等	基準省令第3条第1号ロ (10)(五)(ロ)	犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。 (i) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。 (ii) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。 (iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。 ①犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下このロにおいて同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。 ②猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この②において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の4倍以上複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上）とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。 (iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

	根 拠	内 容
動物の飼養又は保管に 従事する従業員の員数	基準省令第3条第2号	飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。
その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	基準省令第3条第7号ル	運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと（ただし、傷病動物の飼養保管や、動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合は、この限りでない）

参考資料（犬猫の飼育ケージ等の規模）

【図表出典：動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針】

図表1 体長・体高イメージ



図表2 ケージタイプのイメージ

運動スペース分離型(ケージ飼養等)

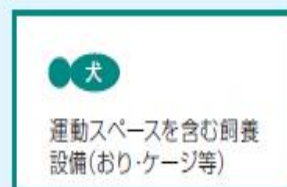
- 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定

寝床や休息
場所として用
いるケージ等



運動スペース一体型(平飼い等)

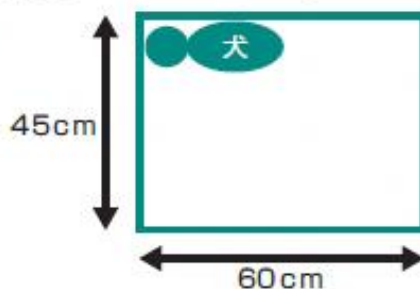
- 運動スペースを含む飼養設備(おり・ケージ等)のサイズを規定



図表3 分離型ケージサイズのイメージ

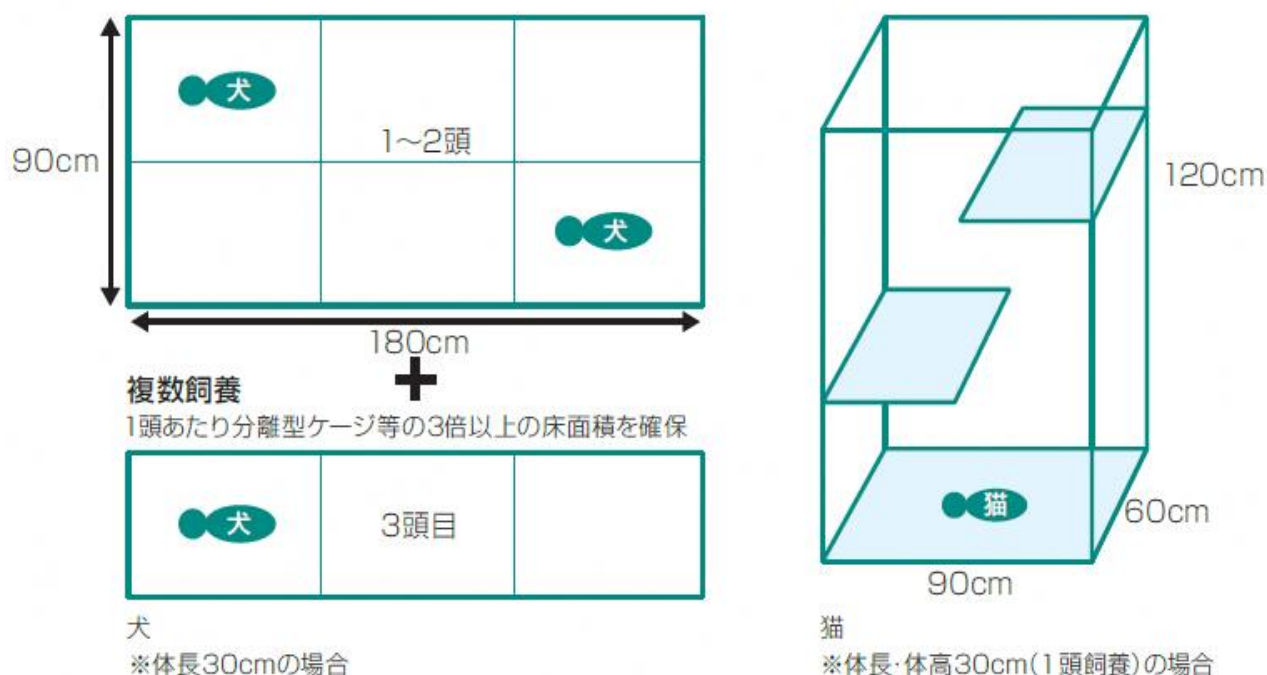
運動スペース分離型のケージ等

タテ(体長の2倍以上)×
ヨコ(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



図表6 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(猫)

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高 (cm)	分離型	一体型・分離型の 運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)	高さ(cm)
12	24	18	0.09	36	24	12	36	48
14	28	21	0.12	42	28	14	42	56
16	32	24	0.15	48	32	16	48	64
18	36	27	0.19	54	36	18	54	72
20	40	30	0.24	60	40	20	60	80
22	44	33	0.29	66	44	22	66	88
24	48	36	0.35	72	48	24	72	96
26	52	39	0.41	78	52	26	78	104
28	56	42	0.47	84	56	28	84	112
30	60	45	0.54	90	60	30	90	120
32	64	48	0.61	96	64	32	96	128
34	68	51	0.69	102	68	34	102	136
36	72	54	0.78	108	72	36	108	144
38	76	57	0.87	114	76	38	114	152
40	80	60	0.96	120	80	40	120	160
42	84	63	1.06	126	84	42	126	168
44	88	66	1.16	132	88	44	132	176
46	92	69	1.27	138	92	46	138	184
48	96	72	1.38	144	96	48	144	192
50	100	75	1.50	150	100	50	150	200
52	104	78	1.62	156	104	52	156	208
54	108	81	1.75	162	108	54	162	216
56	112	84	1.88	168	112	56	168	224
58	116	87	2.02	174	116	58	174	232
60	120	90	2.16	180	120	60	180	240

図表5 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(犬)

体長(cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高(cm)	分離型、一体型・ 分離型の運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)
12	24	18	0.26	72	36	12	24
14	28	21	0.35	84	42	14	28
16	32	24	0.46	96	48	16	32
18	36	27	0.58	108	54	18	36
20	40	30	0.72	120	60	20	40
22	44	33	0.87	132	66	22	44
24	48	36	1.04	144	72	24	48
26	52	39	1.22	156	78	26	52
28	56	42	1.41	168	84	28	56
30	60	45	1.62	180	90	30	60
32	64	48	1.84	192	96	32	64
34	68	51	2.08	204	102	34	68
36	72	54	2.33	216	108	36	72
38	76	57	2.60	228	114	38	76
40	80	60	2.88	240	120	40	80
42	84	63	3.18	252	126	42	84
44	88	66	3.48	264	132	44	88
46	92	69	3.81	276	138	46	92
48	96	72	4.15	288	144	48	96
50	100	75	4.50	300	150	50	100
52	104	78	4.87	312	156	52	104
54	108	81	5.25	324	162	54	108
56	112	84	5.64	336	168	56	112
58	116	87	6.06	348	174	58	116
60	120	90	6.48	360	180	60	120
62	124	93	6.92	372	186	62	124
64	128	96	7.37	384	192	64	128
66	132	99	7.84	396	198	66	132
68	136	102	8.32	408	204	68	136
70	140	105	8.82	420	210	70	140
72	144	108	9.33	432	216	72	144
74	148	111	9.86	444	222	74	148
76	152	114	10.40	456	228	76	152
78	156	117	10.95	468	234	78	156
80	160	120	11.52	480	240	80	160
82	164	123	12.10	492	246	82	164
84	168	126	12.70	504	252	84	168